

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会
第59回会合議事録

こども家庭庁成育局

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会

第59回会合

日時：令和6年2月27日(火)14時00分～

場所：Web会議による開催

議題1 検討会報告書案について

議題2 その他

出席者

【委員】木村座長、上沼委員、尾上委員、佐川委員、曾我部委員、竹内委員、中川座長代理、
牧田委員、梶田委員、山本委員

【こども家庭庁・事務局】鈴木課長

【関係省庁】警察庁生活安全局人身安全・少年課課長補佐、警察庁サイバー警察局サイバー企
画課課長補佐、総務省情報流通行政局情報流通振興課長、法務省大臣官房秘書課、文部科
学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室推進係長、経済産
業省商務情報政策局情報経済課企画官

○木村座長 定刻となりましたので、第59回「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を開催いたします。

本日は、御多用のところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回もウェブ会議での開催となりますが、公開で行うことといたしますので、御了承いただければと存じます。

では、最初に、事務局から会議の注意事項と資料の確認をお願いいたします。

○事務局 事務局から御説明いたします。

ウェブ会議の開催に当たり、注意事項を御説明いたします。

本日の会議はWebexで行います。万が一通信が途切れてしまった場合は、一旦、議事の進行を事務局に委ねていただき、通信回線が回復するまで事務局のほうで進行するという形をとらせていただきます。

また、御発言を希望される場合には、会議システムの挙手機能を使って挙手をお願いいたします。事務局で整理をしまして、順番に座長から御指名いただきます。

御発言の際には画面上に表示されているミュートボタンをオフにいただき、最初にお名前をおっしゃっていただいた後に御発言をお願いいたします。御発言が終了したら必ずミュートボタンをオンにいただき、周囲の音声が入らないように御配慮をお願いいたします。

なお、前回同様、本日もお申込みがありました報道関係や業界団体の方々などがウェビナーで視聴されていることを申し添えます。

次に、本日の資料の構成でございますが、議事次第に資料一覧がございます。本日は資料1のみでございますので、お手元に準備をお願いいたします。

以上でございます。

○木村座長 どうもありがとうございます。

では、次に、委員の出欠状況等について、同じく事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、御報告いたします。

本日は執行委員が御欠席、竹内委員が都合により途中退席と聞いております。

なお、藤原局長及び黒瀬審議官につきましては、本日、別の公務が入りましたため欠席となります。

以上でございます。

○木村座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題は「検討会報告書案について」の1点でございます。本日はこの議題に沿って報告、発表いただいた上で議論を進めていきたいと存じます。

では、議題1について、事務局から御説明ください。

○事務局 事務局、安全対策課長の鈴木でございます。それでは、私のほうから少し説明させていただきます。

まず、次の第6次青少年インターネット基本計画策定に向けて検討会報告書を作成することになりますけれども、このたび第5次計画策定以降の検討会において、委員の皆様等からいただいた御意見を踏まえて、資料1のとおり検討会報告書の素案というものを作成しております。

前回、12月の第58回検討会で御了承いただきました報告書骨子案をベースとしておりますけれども、実は骨子案と構成が変わっている部分がありますので、まず、その点について御説明いたします。

まず、1点目ですが、令和3年4月に検討会報告書を作成いただきました後に、第5次計画策定までの間に修正された点がありましたので、本来であれば、骨子案の第2章につきましては、令和3年4月の報告書ベースではなく、第5次計画ベースで作成すべきところでしたが、こちらの確認不足で令和3年4月の報告書ベースとなってしまっていました。このため、今回の報告書の案の作成に当たりまして、第5次計画ベースの形に修正させていただいたということであります。

以下、修正箇所を御説明いたします。

第2章第2の「3 家庭における教育・啓発の推進」というところで、今の案では(2)のところ「生活習慣の定着に向けた」となっていますけれども、元の3年前の報告書では「生活習慣の定着化」となっていたのが「定着」に変わっているということであります。

それから、これは前回の検討会で御報告済みなのですが、前は「5 国民運動の展開」というところに(1)(2)とあったのですが、(2)がなくなりまして「(1)社会総がかりで取り組むための総合的・集中的な広報啓発の推進」だけが5として残っているということでございます。

それから、第2章の第5です。令和3年の報告書では「2 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進」という項目がありましたが、これが項目としてはなくなりまして、そのうち「(1)インターネット・ホットラインセンターの活用等による削除依頼の対応推進等」が、今の1の(3)のところへ移動しています。一方で、当時ありました「(2)事業者及び民間団体の効果的な閲覧防止策等の支援」は削除されているということで、いずれも第5次基本計画に合わせた形に直しております。

次に、2点目でございますが、報告書素案の第1章の第2の「今後の取組の方向性に関する基本的な考え方」の部分につきましては、報告書が決定した後、第6次計画を策定する際に新計画のポイント(改定のポイント)となる部分ですので、新しい考え方に基づきまして、順序と構成を少し再度整理して順番を並べ替えております。1番が「青少年が自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進」、2番が「フィルタリングを始めとする技術的手段による青少年保護の推進」、3番が「『親子のルールづくり』や教育・啓発など教育的手段による青少年保護の推進」という順番にしております。

従来の項目や記載を生かす形で、ある意味、並べ替えただけでございますが、本来なら骨子案の段階でこのように新しい順番をお示しできればよかったのですが、少し遅れまし

て、今回の修正となりまして申し訳ございません。

以上が骨子案から構成が変更となっている部分の説明になります。

ここから先は、第5次計画から見た報告書案の主な修正点について御説明いたします。

12月の検討会の際に、第5次計画策定以降の検討会において委員の皆様からいただいた御意見を一覧表にして共有させていただきましたが、そうした御意見を踏まえまして事務局で原案を作成し、二次にわたり委員の皆様とオブザーバーの各省庁の皆様にご意見を伺わせていただきました。その経緯の中でも、こうした御意見が出ていますということは順次共有させていただきましたけれども、二次照会までにいただきました御意見を踏まえて、本日お配りしている素案については、第5次計画からの変更点を見え消しという形で、コメントつきでお配りしています。

以下、少し長くなりますけれども、主な点を御説明させていただきます。

まず、本文の1ページでございます。

序章「はじめに」というところで、第2段落目で「青少年が閲覧するには望ましくないと考えられる情報が」とあったのを「青少年の健やかな成長を著しく阻害する有害情報も」と直しております。これは昨年12月にこども基本法の規定に基づきまして閣議決定されたこども大綱の記述に合わせた形になります。

それから、3年前は座間事件に関する記述が残ってございましたけれども、これもちょっと古くなっていますので「青少年がSNS上における『闇バイト』等情報をきっかけに重大な犯罪に加担する事案」と更新しております。

さらに、総務省さんからの御意見を踏まえまして、段落の最後に「巧妙な偽・誤情報の流通や拡散に伴う社会的な影響」といった情勢変化を踏まえた記述を追加しております。

2ページに行きまして、真ん中辺です。ここはこども大綱にも関連施策の記載があるため、大綱から抜粋しつつ、これも踏まえる旨を明記しております。

4ページに行きまして、第1章でございます。第1の1のところでは線を引いて追加されている部分ですが、ここは上沼委員の御意見を踏まえまして、環境整備法の条文と解説を基に青少年によるネット利用のためにフィルタリングが必要とされる理由を追加しております。

下のほうへ行きまして「(1) フィルタリングの普及強化に向けたこれまでの取組」は、前は法改正以降の取組を書いてありましたけれども、今後は第5次計画策定以降の取組ということで更新しております。

年表のような形式に進みまして、7ページでございます。「(2) フィルタリング認知率及びフィルタリング利用率の推移」では、最新の実態調査の結果を踏まえまして数値等を更新するとともに、山本委員の御意見を踏まえまして、低年齢層の定義や要因分析について追加しております。

次の8ページ下のほうですが「(3) フィルタリング加入率及びフィルタリング事業者設定率」では、電気通信事業者協会さんの公表資料を基に数値や記述を更新するとともに、

前は「加入申出率」となっていたのを「加入率」と直すなど名称等を修正しております。

9ページでございます。下のほうの2の「諸情勢の変化等」に「(1) 情報教育の在り方の変化」とありますが、こちらは第57回検討会で文部科学省さんから提供いただきました資料「情報モラル教育について」を踏まえまして、情報モラル教育について追記しております。

ICTリテラシー向上の方向性としては、総務省さんのほうでICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会が開催されたことを書いております。それから、留意すべき事項としまして、成年年齢が18歳へ引き下げられたといったことにも触れております。

次の10ページでございます。下のほうで「(2) インターネット利用者の低年齢化の進展」では、柱の記述を5次計画のものに更新しつつ、最新の实態調査結果を踏まえ数値等を更新しています。

次の11ページ、図表の上のところですが「かつては、高校生を念頭に置いた対策が中心であったが」以下の部分の記載につきましては、検討会の中における竹内委員の御意見、それから、意見照会の過程で山本委員からも御意見をいただきましたので、こうした御意見を踏まえて記載したところがございます。

次に、14ページに参ります。一番下の「(4) 容易化されたフィルタリング設定についての継続的な周知の必要性」では、山本委員の御意見を踏まえまして、表題に「更なる」とあったのを「継続的な」と改めています。それから、本文の中で「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を今実施中ですが、これはフィルタリングの推進だけに特化したものではないので、2段落目のところで「フィルタリング等」とつけております。ここは15ページに書いております。

それから、3段落目にありますけれども、踏まえるべき調査結果としまして、総務省さんが実施しました「我が国における青少年のインターネット利用に係るペアレンタルコントロールに関する調査」を紹介させていただいております。これは第53回検討会で山口真一先生から御発表いただいたものです。

それから、4段落目では、山本委員からの御意見を踏まえまして、フィルタリングを賢く便利に利用してもらうことが重要であるということを踏まえるために「利用者により便利にフィルタリングを利用してもらえるよう」といった表現に改めております。

次に、16ページでございます。「(5) 青少年の情報『発信』を契機とするトラブルの社会問題化の進展」の1段落目で、山本委員の御意見を踏まえまして、フィルタリングに関して「今後もフィルタリングの重要性に変わりはない」と表現を修正しております。

それから、16ページの下の方の○に「SNSに起因する事犯の被害児童は」とありますが、以降、○の部分が幾つかございますけれども、この一連の流れでは5次計画策定以降の法律改正を含む情勢をいろいろと記載しておりますが、第一次、第二次の照会において関係省庁さんからそれぞれより正確な記載になるよう御意見、御指導いただきましたので、それを踏まえて修正しております。各省庁さんには、御協力、大変ありがとうございました。

19ページの最後の○の「ソーシャルメディアの利用に係るリスク」につきましては、曾我部委員からの御意見を踏まえて記載したものでございます。

その下、第2に入ります。第2の1「青少年が自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進」では、まず、1段落目を5次計画の文言に合わせて修正するとともに、20ページに入りまして、3段落目で、以前は「GIGA端末」と書いてありましたけれども、文部科学省さんから「1人1台端末」という表現のほうがよいという御意見をいただきましたので、記載を改めております。

それから、5段落目のところで、5次計画策定後の動き、主に成年年齢の引下げ、ICTリテラシー向上の観点について記載しております。

それから、6段落目の最後のまとめ的な内容ですけれども、社会情勢の変化を踏まえまして、本検討会においても、安全を確保しつつ利活用を前提とした施策を推進する必要があるということを記載しております。

実は当初、一次照会、二次照会で投げさせていただいた案では「これまで『インターネットは危険だから使わせない（制限）』となりがちだった方向性を改め、『賢く正しく使う（利活用）』を前提とした施策を推進していく必要がある」といった表現を使いまして、また、第2章でも複数箇所において似たような表現を用いていたところですが、後ろのほうの第2章第1の2（1）の部分で、文部科学省さんから、これまで学校において使わせないという教育をしていたわけではないといった御指摘をいただきました。

また、我々事務局のほうで木村座長と御相談した際にも、当初の案だと制限すること自体が悪いと受け取られる、誤解される可能性があるのではないかと。そうだとすると、今後もこどもの安全を守るために、フィルタリングとか、ペアレンタルコントロールといった、いわば必要な制限もあるわけですし、それと矛盾するように見えてしまうのではないかと、そういった心配があるといった御指摘もいただきましたので、表現を改めまして、「安全を追求するあまり『インターネットは危険だから使わせない』という」、要するに、過度な制限、やり過ぎはおかしいよということで、趣旨を説明させていただいたところがございます。

第2章に入ってから、毎回「過度な制限でなく利活用へ」と書くわけではなくて、単に「今後は利活用の方向性で」という趣旨を記載するように改めた箇所もございます。これは後ろのほうでまた出てくるところもあると思います。

21ページに入りますけれども、竹内委員の御意見を踏まえまして、「こどもが失敗しても安全を保てる環境」の必要性についても触れているところでございます。

その下の第2の2「フィルタリングを始めとする技術的手段による青少年保護の推進」の柱書きでは、まず、前段でフィルタリングの利用率が法律改正の効果と関係事業者の努力等によって上昇に転じ、その水準が維持されているといった現状について記載した上で、後段では、フィルタリングだけではなくて、カスタマイズ機能やペアレンタルコントロール機能を含めた技術的手段による青少年保護対策や保護者への普及啓発の重要性といっ

たことについて、これは総務省さんからの御意見も踏まえて若干修正いたしましたけれども、こういったことを記載しております。ただ、フィルタリングというのは環境整備法で明記されていることから、やはりこれが代表的なものであるということで位置づけているところであります。

(1)の事業者による青少年確認義務等についての記載ですが、こちらでは総務省さんからの御意見を踏まえまして、環境整備法上の義務を改めて徹底いただくことが重要という観点から、追加の記述をさせていただきました。

続きまして「(3)容易化されたフィルタリング設定についての青少年及び保護者への更なる周知」というところですが、ここでは具体例や活用方法について記載しております。

22ページでございます。「(4)青少年の情報『発信』を契機とするトラブル防止のための技術的保護措置の検討」ですが、ここではペアレンタルコントロールに関する調査報告書の結果を引用しつつ、いじめや誹謗中傷等のトラブルに係る教育・啓発すべき事項、あるいはその具体例について追記いたしました。それから、予防法・相談窓口の部分は後ろの3の(3)に移動しております。

それから、2段落目の記述について、フィルタリングでは発信に係るトラブルを防止できないのではないかといった御意見を山本委員からいただきましたので「フィルタリングのカスタマイズ機能やペアレンタルコントロール機能の改善」と改めております。

23ページでございます。第2の3「『親子のルールづくり』や教育・啓発など教育的手段による青少年保護の推進」の柱書きでは、3段落目以降に、ペアレンタルコントロールの調査を踏まえつつ技術的側面と教育的側面の両輪が必要であるということ、こどもの発達に応じた他律から自律への移行が必要であるといったことを記載しております。

25ページであります。「(3)青少年の情報『発信』を契機とするトラブル防止のための教育・啓発」では、2(4)の予防法・相談窓口部分を移動して、SNS等で誹謗中傷につながりかねない攻撃的な投稿をしてしまうことを防ぐための対策について追記しております。

26ページから第2章に入ります。こちらは基本計画の見直し、すなわち、第6次計画の策定に向けた提言という部分に入っていきます。

第1の2「基本的な方針」のところで「(1)青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするための教育・啓発の推進」では、先ほどの説明でもちょっと触れましたとおり、総務省さん、文部科学省さんの御意見も踏まえまして、従来からの取組に加えて、今後は利活用の重要性を念頭に置くという旨を記載しております。

27ページです。「(3)事業者等による青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の促進」では、上沼委員の御意見を踏まえまして、「利用を前提とした」取組とするということ、それから、曾我部委員の御意見を踏まえまして、特定サーバー管理者について、環境整備法の規定に沿って努力義務について追記しております。

「（５）技術や活用方法等の変化を踏まえた実効的なPDCAサイクルの構築」では、曾我部委員の御意見を踏まえまして、PDCAサイクルの構築を行うのは事業者の責務であるということをも明記いたしました。

続きまして、第１の３「施策実施において踏まえるべき考え方」ということで、ここから28ページに入っていきます。

②は、上沼委員の御意見を踏まえて、「利用を前提とした」ということを記載しております。

③がちょっと新しいところですが、先ほども話しましたとおり、安全性を追求するあまり「危険だから使わせない」と過度な制限に向かうのではなく、フィルタリング等による技術的保護措置による安全性の確保に留意しながら、「賢く正しく使う」という利活用を前提とする旨を明記しました。

当初案から修正したのは、先ほど説明しました誤解を招くといった理由と、それから、総務省さんや文部科学省さんからの御意見も踏まえて、このような書きぶりとしております。

それから、この③という順番ですけれども、これは⑥までである中で、前向きな施策の方向性を③までに持ってきて、④以降には、どちらかというと、政府がやり過ぎないようにという注意事項的なものを並べるという意味で前のほうに持ってきております。

④の受信者側のアプローチでは、従来、受信者側のことだけを書いておりましたが、「発信」を契機とするトラブルを防ぐための取組についても追記しております。

29ページに行きまして、これは消してあるところですが、元の⑥の座間事件に関する記述は古いので削除しております。

続いて、下の第２の１の「（１）青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進」では、ICTリテラシー、情報モラルのどちらも向上させる旨追記するとともに、１人１台端末についても言及しています。特に持ち帰りの問題について、この検討会でも複数の委員から何度か御懸念が示されていまして、フィルタリングの導入やルールづくりの促進について触れております。

ただ、ここに書いてある記載から、本日、委員の皆様には既にお送りいたしましたけれども、文部科学省さんからより丁寧な記述にする修正案をお示しいただきましたので、そちらの文面でいきたいと考えております。

「（３）『ネット上のいじめ』、メンタルヘルスに対する取組等の推進」では、曾我部委員の御意見を踏まえて、表題とともにメンタルヘルスに係る記述を追加しております。

31ページになります。第２の２の「（４）インターネット・リテラシーに関する指標等を活用した取組の推進」では、総務省さんから追加の記述をいただいております。

31ページの下の部分ですが、第２の３の「（２）インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた『親子のルールづくり』など適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組への支援」では、取組内容の具体化のため「フィルタリングを含むペ

アレンタルコントロール機能の活用」と追記しております。

32ページでございます。「(3) 容易化されたフィルタリング設定についての青少年及び保護者への更なる周知啓発」では、表題の「容易化されたフィルタリング設定」にはカスタマイズ機能も含まれることを明確化するため、その旨追記しています。

「(5) 低年齢の子に端末を貸し与える場合の対策」は、前回検討会で御説明しましたとおり、骨子案の段階で新たな項目としてつくったものでございます。前段では保護者向けのリーフレット等に記載すること等で対応する内容を、後段で事業者において対応する内容をそれぞれ記載しています。

その下の「(6) 青少年の利用を前提とした情報『発信』を契機とするトラブル防止のための方策の検討」では、上沼委員の御意見を踏まえ「利用を前提とした」という文言を追記しました。青少年がスマートフォン等を利用するのは当たり前の時代になっていることに伴いまして、保護者側の取組だけでは限界があり、事業者側の自主的な取組をさらに促進すべきであるといった御意見を踏まえた内容となっております。

33ページの第3「青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項」というところで、柱書きの部分で、従前から事業者においても取組を実施しているという山本委員の御意見を踏まえまして「引き続き」という表現に改めております。

34ページ、第3の1「(1) フィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務の実施徹底」と(2)、これは(1)と(2)のいずれも事業者側の義務が書いてありますが、総務省さんからの御意見を踏まえまして、第1章第2の2(1)と同じように記述を追記しております。

第3の2「(1) 利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリング等の実現に向けた取組」でも利活用を前提とする旨を追記しております。

35ページでございます。下のほうの「(4) 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等の周知啓発」は新規の項目ですけれども、その上の(3)で事業者に対して新機器等へ青少年保護・バイ・デザインの対応を求めているため、対応を求めるだけではなく、事業者における対応の結果として、新たな機器やサービス等が登場したら、それを周知啓発すべきではないかという上沼委員の御意見を踏まえたものでございます。

36ページです。第4の2の表題を変えております。これは上沼委員の御指摘を踏まえて「ウェブサイト運営者等による青少年の利用に適した環境維持の体制整備の支援」としてしております。これは、SNS事業者等は、青少年有害情報の閲覧防止措置のみならず、投稿の際の注意喚起機能を設けるなど「発信」への配慮を行っている事業もあるため、これに対する対応も含めるという趣旨でございます。

その下の「(1) モデル約款策定等の体制整備等の支援」では、曾我部委員の御意見を踏まえて、特定サーバー管理者の努力義務について記載しております。また、総務省さんの御意見も踏まえまして、法律の条文に沿った記載とさせていただきます。

37ページです。第4の3「青少年のインターネット上の問題に関する相談対応等に対する支援」では、曾我部委員からのメンタルヘルスへの悪影響への対策、事業者の責務や相談といったものも入れるべきではないかとの御意見を踏まえて追加しております。

第4の4「その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に対する支援」では、総務省さんから、青少年のインターネットの利用環境整備に係る多くの関係者が参画している安心ネットづくり促進協議会等の役割は非常に重要で、ネット利用の低年齢化が進む中で、その取組の強化に向けて支援を行うのは重要であるという趣旨で修正意見をいただきましたので、それを反映しております。

第5の1の表題ですが「インターネットを通じた青少年の犯罪被害等の抑止対策の推進」と「等」を追加しております。これは12月の検討会でも御説明しましたが、青少年が被害者になるだけではなくて、闇バイトへの加担など、青少年が加害者になってしまうという事案も存在するため、その抑止対策も含めるといった趣旨です。（1）の表題についても同様です。

この後（2）から（5）について、それぞれ警察庁さん、法務省さんからより正確な記述となるよう修正いただいております。

39ページ、第5の2「（1）インターネットによる人権侵害の被害を受けた青少年等からの相談等への対応」は、法務省さんから修正いただいております。

下のほうへ行きますと、第5の4「（1）有害情報等の社会的影響の調査」では、表題と本文にそれぞれ「有害情報等」と「等」が追加になっております。これは曾我部委員から、メンタルヘルスへの悪影響は必ずしも有害情報への接触によって生じているわけではなく、それ自体としては有害でなくても、アルゴリズムによる影響からも生じるので、有害情報の影響だけでなく、より広い範囲で調査研究を行う必要があるといった御意見と、それから、総務省さんからも、スマートフォンの利用環境に関して常に新しい動きがある中で、それに応じた実態調査が必要であるといった御意見を踏まえたものです。

40ページ、最後のほうでございますが、第6の1「国における推進体制」では、こども基本法の制定に伴いまして、子ども・若者育成支援推進本部がこども政策推進会議に変更されたため、修正しております。

3の「国際的な連携の促進」では、OECDの勧告を改訂後のものに更新しております。

それから、既に各委員や各省庁さんからいただいた御意見については、メンバー間で共有させていただいておりますが、山本委員からいただいた御意見のうち一部は、検討の結果、原文のままとさせていただきますというところがございましたけれども、やはり修正してほしいということでしたら、本検討会で御議論いただければとお返ししているところでございます。

先ほど申し上げた、本日、文部科学省さんから修正案をいただいたものを除いて、今の素案を提示した後に御意見をいただいて、まだ反映できていないものは特にございません。

私、事務局からの御説明は以上でございますが、これを踏まえまして、素案の内容につ

きまして活発な御議論をいただければ幸いに存じます。よろしく願いいたします。

○木村座長 どうもありがとうございました。

では、続いて、質疑に移りたいと存じます。今、課長からも御説明がありましたけれども、委員の先生方、あるいは各省庁の皆様から貴重な御意見をいただいて、誠にありがとうございました。また、事務局、取りまとめが大変だったと思うのですが、迅速にやっていただいて誠にありがとうございます。

今、全体にわたっての御説明でしたので、ちょっと時間を取りたいと思いますけれども、まず、何か御意見等がおありの方はお願いできますでしょうか。お手を挙げるなり、御発声いただいてもと思いますが。

先ほど山本委員のお名前が出ていましたけれども、まず、竹内先生はちょっと早めにお出になるということなので、竹内先生、お願いいたします。

○竹内委員 いいですか。すみません。よろしくお願いします。

今は全体的な修正に関する意見を言ったらいい状況ですね。

○木村座長 どの点でも結構です。お願いいたします。

○竹内委員 文部科学省から追加で配られた、持ち帰りのGIGA端末の家庭での状況は非常に重要だと思います。

自治体によって一番大きく異なっているのがこの部分で、持って帰ってきた端末にフィルタリングが効くかどうかということが大きな問題で、例えば、学校では効くけれども、持ち帰った先の家では効かないというところも半分ぐらいあります。そうすると、せっかくのGIGA端末を家庭で使えない、宝の持ち腐れです。

親が一番困るのは、夜、見放題になってしまうことです。スマホはフィルタリング等で時間設定もできるけれども、それがなかなかできないという指摘が多くあります。

フィルタリングの種類によります。帰ってからフィルタリングを効くようにするとお金がかかります。文部科学省が書いている背後には、親御さんとか、学校の先生とかの心の叫びが聞こえてきそうなので、その辺をちょっと代弁したいと思いました。

以上です。

○木村座長 どうもありがとうございます。

修正があったということですが、具体的には29ページの部分でしょうか。

○竹内委員 はい。その部分です。

○木村座長 竹内委員、書きぶりで何か気になるところとかはおありなのでしょうか。

○竹内委員 もし書いていただくのでしたら、例えば、その辺りの特にフィルタリングに関する要望等です。ただ、ここは各論を言うところではないような気がするので、総務省の中でやったらいいような気もするし、ちょっと迷いながらも発言させていただきました。

以上です。

○木村座長 ありがとうございます。

文科省さんの思いとしては、今のはルールづくりの促進の中に含むのでしょうか。

○竹内委員 家庭のルールだけでいける問題と、端末を配布したときの課題を切り分けなければいけないと思います。今、言うべきことか、文科省のGIGA端末の配布のところで言うべきなのか、僕も迷って言わないでおこうかなと思ったのですけれども、文科省の思いは多分その辺だろうなと思って勝手に言いました。すみません。

以上です。

○木村座長 ありがとうございます。

今、文科省さんは参加されていますか。では、もし今の時点で何か御意見等があれば、お願いできますか。急に振ってしまってすみません。

○竹内委員 急に振ってしまってすみません。

○木村座長 こちらこそオブザーバーの方に振ってしまって申し訳ございません。

恐らくルールづくりの中に入っているのかなという気もするのですけれども、文科省さんにもう一回照会させていただいてもいいですかね。

○竹内委員 そうですね。

○木村座長 私はあまり大きく動かす必要もないのかなとは思いますが、もし追記等の必要があるようであれば、改めて先生方と御相談させていただければと思います。ありがとうございます。

○竹内委員 わかりました。

○木村座長 分かりました。重要な御指摘だと思います。いろいろな意味でのルールがあるのかなと思いますので、ありがとうございます。

あと、お手が挙がっているのは。中川委員、お願いいたします。

○中川委員 よろしく申し上げます。

今ちょうど竹内委員が話題にされましたので、今日の文部科学省から出たものなのですけれども、私、基本的にはこの文部科学省案に賛成します。

大きな理由は、私も学校や自治体を多く回っていますけれども、多く聞かれたのは、ここに書いてある臨時休業時の非常時における学びの継続、円滑に行う観点というところは、ルールも含めてしっかりと準備をして、持ち帰りを早く、あるいは徹底したやった自治体はやはりスムーズにいったのです。そういう状況を見ています。

それが遅れたところは、結局、何かばたばたしていつまでも対応に遅れてしまったというところを実際に目の当たりにしていますので、この後、このような臨時休業等の非常事態が起こるかどうかということは別にしまして、こういう体制があるということが実際にメリットになっているということも書き加えていただきたいなと思ったところ、ちょうど案として出されていたので、全面的に支持します。

その上でルールやフィルタリングのことが書かれていますので、やはりこの両面をここに記述するということがすごく重要ではないかと思っています。

以上です。

○木村座長 貴重な御指摘をどうもありがとうございます。

もし今の点でほかに付言する御意見があれば。山本委員でしょうか。今の点に関連してになりますでしょうか。別の点でしょうか。

○山本委員 別の点です。すみません。後ほどお願いします。

○木村座長 でも、もし今の点がなければ。榊田先生、今の点で何かありますか。特によろしいですか。ありがとうございます。

では、今の点は恐らく大きな修正はないということですがけれども、念のため文科省さんにもう一度確認して、万が一何かありましたら、先生方にまた御照会させていただきます。

では、山本委員、お願いいたします。

○山本委員 TCAの山本でございます。

今回のこの検討会報告書案につきましては、私のほうから第一次照会、第二次照会のそれぞれでかなりいろいろ意見、質問を出させていただきました、事務局では大変丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。

いろいろな意見が出たということは、1つには、私ども、青少年環境整備法の対応をすべき当事者の立場として日頃からいろいろ取り組んでおりますし、また、その中でいろいろ思うところもございますけれども、もちろん、その上で今回の検討会の報告書案が取りまとめられますと、第6次の基本計画になっていくということで、大変重要な内容を含んでいるということもございますので、そういうことなどから、意見や質問を出させていただいたということもございます。

第二次照会への回答のところまでで、私どもから出させていただいた意見等について、かなり修正いただいているところがございまして、その点については本当に感謝申し上げます。ただ、残念ながらというか、先ほど課長から御説明もありましたけれども、修正されずに残っているところも若干ございますので、その点をなるべくまとめる形で少し申し上げたいと思います。

箇所としては6～7か所あるのですけれども、内容的に重なっている内容がございますので、大まかにいうと3つぐらいと考えております。

まず、簡単にその3つの点のポイントを申しますと、1つは、先ほど課長からもお話がございましたけれども、フィルタリングの利用について、「更に促進する」とか「利用率の向上のための取組の更なる推進」という記述の箇所が2か所ぐらいございます。この部分につきましては、ほかの同様の記述で「引き続き」とか「継続的な」と表現していただいているところもございますので、全体のトーンも合いますし、同様に「継続的」とか「維持」とか、そういう記述にさせていただけるとよろしいのではないかと。簡単に言えばそういうこととございます。時間があれば、もう少し詳しく御説明します。

2点目は、発信を契機とするトラブル防止等の項目の中で、その対処方策として「フィルタリングのカスタマイズ機能」という言葉が出てくる部分があるのですけれども、ここは発信の項目のように見える中で、フィルタリングというのは基本的には閲覧を制限する受信側の対策でございますので、どうもそこが内容的にじっくりこないというか、なぜフ

フィルタリングがそこに入ってくるのだらうというところが3か所ぐらいございまして、その辺の記述を直していただけるとありがたいということでございます。

もう一点、3つ目としましては、27ページですけれども「フィルタリング等の高度化」という言葉が出てくるところがございまして。いろいろほかも探しますと、基本計画とかにも「フィルタリングの高度化」とあるのですが、ただ、この検討会報告書でもそうですが、高度化とあるだけで内容が分かりにくいというところがございまして、明確に内容を示していただくことができないかという点でございましてけれども、この点は私が所属しています電気通信事業者協会の中でもまだ検討が途上でございまして、今日というよりは、もし可能であれば、どのように修文したらいいかという具体的なことについては、別途調整させていただければありがたいと思っていますところでございます。

以上が基本的な3点でございましてけれども、戻って今の1点目のことをもう少し詳しく御説明させていただいてよろしいでしょうか。

○木村座長 分かりました。お願いいたします。

○山本委員 今、フィルタリングの利用を更に促進」とか「更なる推進」と書いてある部分ですが、1つ目の箇所は報告書案の21ページの上のほうの第1章の第2の2になりますけれども、その柱書きのところの説明文の3行目の辺りに「フィルタリングの利用を更に促進するためには」云々とあるところでございまして、ここは「更に促進」という表現よりは、例えば、先ほど申しましたように「更に」を取る、あるいは「促進を継続する」とか、そういう表現がよろしいのではないかとということでございます。

もう一か所は34ページになりますが、こちらは第2章第3の上から6～7行目辺りになりますけれども、1と書いてある項目の項目名でございまして「フィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進」と書いてございます。

これは前回の骨子案のときにも同じようなことをもう既に言っているのですけれども、フィルタリングの利用の促進、推進、普及ということが法律にもありますし、2017年改正で、2018年に施行された青少年環境整備法で義務化されたことも踏まえて、事業者としていろいろ取組をしてきたところでございます。

ただ、かなりいろいろな取組はしているのですが、その率については、この報告書にもいろいろなところに書いてありますけれども、私どもが持っている数字では70%台のところまで上がったのではありますけれども、それ以上はなかなか伸ばしにくいという状況もございまして、現実的な話から申し上げても、あるいは内容的に率の向上だけが利用の普及の主眼なのかどうかということなどから申し上げても、このようなタイトルではなくて「利用の促進」、あるいは「普及の促進」という程度でよろしいのではないかと思う次第でございまして。

さらに言えば、先ほどの総務省からの修文で、1（1）の初めに「フィルタリング加入率及びフィルタリング事業者設定率が高い水準で推移するよう」と書いてありますが、これは現在が高い水準であるという前提での書きぶりだと思うのですが、そのように

修正が入っているということは、それ以上ということではないのかなと思いますので、そこに続く文章との流れからも「利用率向上」という表現はあまりそぐわないのではないかなという気もしております。

あと、そのほかの箇所でも2か所ぐらいですか、私どもの意見を事務局に御検討いただきまして、「更なる周知」というのを「継続的な周知」と直していただいたりとか、「利用の一層の普及」というところを「引き続き…利用の普及」としていただいたところもございまして、そのような全体のトーンとの並びというところからも、この2か所は御修正いただくほうがよろしいのではないかなと思う次第でございます。

2点目の詳しい話は、1点目の議論を先にさせていただいた後で申し上げたいと思いますので、ひとまずは以上です。

○木村座長 分かりました。どうもありがとうございます。

今の点について、ほかの先生方から何か御意見等がありますでしょうか。

上沼委員、お願いいたします。

○上沼委員 事業者さんが今までフィルタリングに関して努力されていることは誰も否定しているものではないので、今回の報告書は別に事業者さんの今までの努力を否定するものではないと思うのです。ただ、青少年が発達段階であるという前提からすると、ある意味、守られるべき存在であることは前提なので、そういう青少年に関する報告書案から、例えば、今ある施策をより積極的にするというものを削る必要はないのかなと思うところでは。

それを向上するという言葉自体が悪いとなると、その施策自体が子どもにとってマイナスであるというメッセージを発信することになってしまうと思うのです。なので、細かいニュアンス等、「引き続き」とかにするのは全然構わないのではないかなと個人的には思うのですが、向上というタイトルそのものを削ってしまうのは、その施策自体が子どもにとってマイナスだと言うことに等しくなるのではないかなと思うので、私はどうかなと思います。

○木村座長 どうもありがとうございます。

ほかの先生からございますでしょうか。

曾我部委員、お願いいたします。

○曾我部委員 ありがとうございます。京都大学、曾我部です。

今の上沼先生の御発言とニュアンスの違いなのかなとは思いますが、先ほどの山本さんの御発言が、さらに新たな施策を導入するように求めるというニュアンスになると、そこは負担が大き過ぎるのではないかな、そこで、「引き続き」とか、現状の努力を続けていただければいいというニュアンスの書きぶりのほうがいいのではないかなという御指摘かなと受け止めまして、そういうことであれば、おっしゃることは分かるのかなと思います。

もちろん看板を下ろす必要は全くないということは上沼先生がおっしゃるとおりだと思

うのですけれども、さらなる向上のために新たな施策をどんどん投入すべきだというニュアンスになってしまうと、ちょっと御負担が重いのかなという感触で私はお聞きしました。

○木村座長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見はありますか。

今の両先生の意見について、山本委員、何か御発言でしょうか。

○山本委員 上沼先生、曾我部先生、ありがとうございます。

私の言葉足らずな点もあったと思いますが、法律の目的にもなっておりますように、フィルタリングの利用の普及を推進していくということ自体を否定するとか、取組のレベルを下げるとか、そういうつもりで申し上げているわけではございませんで、曾我部先生からもお話がございましたけれども、事業者がフィルタリングの普及に向けて法律上の義務をそのとおりにやっていくということは当然なのですが、それだけではなくて、いろいろな形で店頭での説明がしっかりできるようにパンフレットをつくったり、例えば、スマホ教室でフィルタリングを含めた御説明をしたり、そのほかいろいろな形で青少年保護のためにフィルタリングが有効に活用されるよう、引き続き取り組んでいくということはもちろんのことと考えております。

ですから、取組のレベルを下げてほしいと言っているわけではございませんで、曾我部先生のお話にもありましたように、34ページの辺りでは率の向上のための取組のさらなる推進と、何かもっともっとという、今のフィルタリング率が70%台ぐらいなのですが、それだけでは足りないのだよと言われてるように私どもとしては受け止めますし、また、読んだ方もそのように思われるのではないかという点で、そういうことではなくて、今の水準をできる限り維持するように、できましたらさらに向上させていくということは望ましいと思いますけれども、それをもっともっと強く求められるとちょっと厳しいなというのが意見の趣旨でございますので、御理解いただければありがたいなと思います。

○木村座長 分かりました。

もしほかの委員から御発言があれば、お願いいたします。

上沼委員、今のことでいかがでしょうか。

○上沼委員 なので「引き続き」とかの修文は私も違和感はないです。ただ、向上自体が駄目よと言われてしまうと、発するメッセージが別の意味になってしまうので、そこは御検討いただきたいという趣旨です。

○木村座長 分かりました。ありがとうございます。

山本委員の御発言を伺っていて、どうも「更に」にかなり抵抗があるという印象を受けました。先ほど7割という御発言もあったのですが、数字で評価されるといって、もっと上げろとか、70を75にしろとか、そういうことではということのかなと思ったのですけれども、私も事業者の皆さんが非常に努力されているとよく分かっているのですが、この中でも「高い水準」という言葉も出ていますので、例えば、先ほど御指摘があった21ページですけれども、「更に」という言葉にかなり抵抗があるとする「利用の促進を継続し、

高い水準を維持していくためには同法を着実に実施する」といった書きぶりでもよろしいですか。

上沼委員と山本委員、いかがですか。

○上沼委員 私は大丈夫です。

○木村座長 山本委員、いかがでしょうか。言葉として「高い水準」というのがその前に出ていますので。

○山本委員 「継続する」という意見はありがたいと思っております。「高い水準」というのも、70%のことを言っているという意味であればいいのかもしれませんが、少し負担感があるなという気はいたしますけれども、「更に」を「引き続き」とか「継続して」とかいうぐらいであれば、ありがたいなと思う次第でございます。

○木村座長 分かりました。

あと、34ページで御指摘があったのは表題ですので、修正しにくいのかなとも思うのですが、例えば「フィルタリング利用を促進し、その水準を維持する取組の継続的な推進」とか、「更なる」という言葉がなくなって「継続」とかの言葉に変わることでありますが。

○山本委員 もちろんそういうものでもよろしいのですが、これは事務局にも第二次照会の意見の中で出させていただいた1つの案なのですが、34ページの項目では提供義務などの実施徹底という取組の話が書いてあるのですが、先ほど申し上げた21ページの第1章第2の2の項目ももともとは「利用率向上のための取組の更なる推進」という同じタイトルだったので。

ただ、21ページのほうは、これは私どもの意見というわけではないのですが、事務局のほうで赤字と青字で修正されておりますけれども、内容が非常に広がっている感じがいたしますが、「フィルタリングを始めとする技術的手段による青少年保護の推進」と項目名が変わっておりますので、第1章と第2章の並びという意味では、むしろ第1章に合わせていただくのも1つの案ではないかと思う次第ですけれども、いかがでございましょうか。

○木村座長 第1章に合わせるというのは、具体的にはどのような文言でしょうか。

○山本委員 21ページの上から4行目の辺りです。

○木村座長 「青少年保護の推進」という言葉になっておりますけれども、そのように直すということですか。

○山本委員 ここが大分変わっているのですけれども、例えば、21ページの2の(1)が34ページの1の(1)と同じ内容になっているとか、第1章と第2章で対応する項目のように見えるのですが。

○木村座長 すみません。私もちゃんと把握できていないかもしれないですけれども、事務局、御説明いただいてもいいですか。今、項目立ての御質問もあったのですが。

○事務局 事務局、鈴木でございます。

今、山本委員から御指摘があったところは、21ページの第1章の「今後の取組の方向性に関する基本的な考え方」という、これがいわゆる新しい3本柱となるところで、ここは

たしか骨子案の段階から「利用率向上のための取組」という言葉が消えているというのは御指摘のとおりです。

事務局の趣旨としては、どちらかというところ、確かに平成30年の法律の改正は、フィルタリングの率が下がっているということについて、ある意味、これを反転攻勢するためのいろいろな施策を盛り込んでいるということで、それが第1になったというのはあって、多分、それが第4次、第5次計画で言われてきたことなのかなと思いますけれども、今回、我々が「フィルタリングを始めとする技術的手段」と言い換えたのは、検討会の議論の中でも何度か出ていますし、先ほど山本委員が2番目の点としておっしゃったように、発信対策だったら、それはフィルタリングでは対応できないのではないかとといった御指摘もいただきました。

それは第5次計画をつくる前からここでいろいろ議論されていることかと思いますが、そういう意味では、私ども事務局としては、もちろんフィルタリングは法律で明記されていますし、これは大事である一番先に来るとするのは間違いないのですが、フィルタリングだけではなくてペアレンタルコントロール機能という名の下にある様々な機能、カスタマイズ機能も含めていろいろとあるということで、フィルタリングは第1の代表ではあるけれども、フィルタリングだけではないよという形に変えたのが第1章の第2の2のところであります。

かといって、別に利用率の向上ということ自体を否定したつもりではなくて、あくまでもフィルタリングだけでなく、もっとほかの技術的な取組も含むという趣旨でこの2は書き換えております。

一方で、後ろのほうの34ページにつきましては、確かに「法改正を踏まえた」という言葉は、法改正からもう6年ぐらいたって、さすがにここは取ってしまっていていいかなと思って削りましたが、フィルタリングの利用率の向上のための取組というところについては、先ほど申し上げたようなフィルタリング以外の技術というものは、どちらかというところ、2番以降の青少年保護・バイ・デザインのところでもまた出てきますので、第2章の第3の1の項目の「法改正を踏まえた」という言葉は時の経過に伴って外しますけれども、フィルタリング利用率向上のための取組というのはそこまでは否定しなくてもよいのかなということで残しているというところで、前半と後半で合っていないように見えるかもしれません。

ただ、先ほど上沼委員がおっしゃったとおり「フィルタリング利用率の向上」という言葉自体を否定するわけにもいかないのかなということでここは残しています。ただ「更なる」という言葉がどうなのかというところについては、今いろいろと御議論いただいているところですので、そこは修正の余地はあるのかなと事務局としては考えております。

先般の一次照会、二次照会の回答でも申し上げたとおり、また、先ほどから出ていますとおり、事業者側の御努力については、我々事務局としても認めているところをございまして、21ページ等においても、関係事業者の努力について検討会として評価しているとい

った表現を使わせていただいているところでございます。

すみません。ちょっと説明が足りていないかもしれませんが、取りあえず私のほうからは以上でございます。

○木村座長 どうもありがとうございました。

今のような御説明なのですけれども、山本委員、その点についてありますか。

○山本委員 TCAの山本です。御説明ありがとうございます。

確かに第1章の21ページの部分と第2章の34ページの部分は、少し違うといえば違うのですが、経緯としては、先ほど事務局から最初の骨子案の段階から変更されていると御説明がありましたが、骨子案のときは21ページのここと34ページのここが全く同じタイトルだったのです。そういう意味で、変えていただくなら同じでよいかと思った次第なのです。

また、内容もよく見た場合に、34ページの前の33ページの下のところになります。第3の柱書きというか、最初の説明の中で、フィルタリングの利用について、最初は「一層の普及」とあったのが「引き続き利用の普及を」と直していただいておりますので、最初の柱書きのトーンからしても、果たして1で「利用率向上」とまで掲げる必要があるのかどうかというところがそぐわないのではないかという思いがいたしますので、例えば「利用促進のための取組の推進」というのであれば、何となく全体の流れとして理解できるのですけれども、「利用率向上」ということをわざわざここでどうしても書かなければいけないものなのかどうかというところは、(1)と(2)で「高い水準で推移」と入ったのは、それはそれといたしますけれども、ただ、1の項目名で「利用率向上」ということをあえてうたうのかどうかというところは、全体のトーンとしてはいかがでしょうかというのが私の感触でございます。

○木村座長 どうもありがとうございました。

実は利用率向上のためにぜひ頑張っていたきたいなという思いは個人的にはあるのですけれども、それが事業者さんにとってこれ以上のということがかなり難しいということであれば、先ほど御指摘させていただいたように「フィルタリング利用を促進し、その水準を維持する取組の継続的な推進」といった、何かちょっと長ったらしくて分かりにくくなっていますが、「更なる」とか「利用率」という言葉自体は外すという案ですけれども、そのようなところでいかがですか。

もちろん、今この場で申し上げただけですので、さらに山本委員のほうでも御検討いただいたり、あるいは上沼先生とか、曾我部先生からもまた御意見があるかもしれませんが。

○山本委員 座長がおっしゃられた案であれば、私のほうで申し上げた趣旨にかなっていると思うのです。その案を軸に検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

○木村座長 分かりました。いろいろ御検討いただいて、ありがとうございます。

では、今の点、ちょっと時間を取ってしまって申し訳ございませんでした。

では、2点目の発信のトラブルに関してですけれども、山本委員、具体的なページを示して御説明いただけますか。

○山本委員 引き続きで申し訳ございません。なるべく手短かに説明させていただきたいと思いますが、3か所あると申し上げましたけれども、箇所をお示ししますと、1つ目は、報告書22ページの真ん中から下の辺りに第1章第2の2の「(4) 青少年の情報『発信』を契機とするトラブル防止のための技術的保護措置の検討」という項目の中で、本文の7行目で「フィルタリングのカスタマイズ機能」と出てきます。1か所目はそこです。

○木村座長 趣旨としては同じことですね。言葉としておかしいのではないかという御指摘ですね。

○山本委員 項目名が「『発信』を契機とするトラブル」という話になっていて、方策としてフィルタリングのカスタマイズ機能というのが出てくるのが少々合わないのではないかということでございます。

○木村座長 分かりました。ありがとうございます。

この点、事務局から補足で御説明いただくことはありますか。

○事務局 既に山本委員も先ほどおっしゃっていたとおり、一次照会、二次照会とそれぞれ御意見、御質問をいただいた中で、我々としても回答はさせていただいておまして、その上での御意見と理解しておりますが、改めてほかの委員さんたちにもということで御説明させていただきますけれども、最初の第一次意見のときにおっしゃっていたのは、要するに、情報発信を契機とするトラブルとあって、フィルタリングで発信に係るトラブルは防止できないのではという御指摘をいただいて、我々も確かにそうですねと一旦お答えしたところです。

これはたしか第5次計画をつくる前の段階でも、特にこれからは発信の問題が大事なのではないか、フィルタリングといっても、フィルタリングで発信の問題は防げないのではないかといった御指摘は、むしろ古い議事録を読んでいますと、上沼委員からいろいろとそういった御意見を頂戴してきた経緯があると私も認識していたのですけれども、確かにフィルタリングでというのと違うのかなと一瞬思ったわけでございます。

そこで「ペアレンタルコントロール機能の改善」というのをつけ加えたらいいのかなと一いつて一旦お返ししたのですけれども、フィルタリングのカスタマイズ機能といっても、それは違うのではないかと山本委員から第二次意見でいただいたところです。

我々のほうももう一遍頭を整理しなければと思って調べたところ、確かに大本はフィルタリング、イコール、閲覧制限なのですけれども、その一方で、とある携帯電話会社さんのフィルタリングサービスについてのパンフレットを実際に読んでみますと、フィルタリングサービスの中で、例えば、中学生や高校生という設定をすると、デフォルトとしてSNSが使えなくなっている。SNSを使いたければ、高校生以上という設定に変えるか、あるいは保護者さんがカスタマイズ機能で個別に、例えば、LINEとかFacebookを使えるようにアプリの利用可否を設定できるといった機能がカタログ上で紹介されていて、それを丸ごとフィルタリングサービスという表現をしている。

だから、これは恐らく山本委員もそうですし、ほかの先生方も迷うところはあるかなと

と思いますが、もしかすると、法律でいうフィルタリングと、世間で実際にフィルタリングという名の下に流通しているものの定義が合っていないところがあるのかもしれませんが、そこは紛らわしいのかなど。広い意味でのペアレンタルコントロールといえど何でも入るのでしょうけれども、フィルタリングといった場合に、果たしてこれが入るのかというのは、確かにそこは疑義があるところなのかもしれません。

ただ、実際に携帯電話会社さんがフィルタリングに関する説明をしているカタログの中にそういった記載もあるわけですので、もしかすると、フィルタリングとフィルタリングサービスというのは違うのかもしれませんが、フィルタリングサービスの中にはそもそもSNSを使えないという形で発信を制限するといった機能も事実上は含まれているのではないかと。それについて、カスタマイズということによって保護者さんのほうで発信についてもコントロールできる状況があるのではないかとということ、フィルタリングサービスのカスタマイズ機能、あるいはペアレンタルコントロール機能ということを含括的に書くことによって、そういうものがあるのだという説明にさせていただいているところです。

この辺はそもそもフィルタリングとは何だという議論から入ってしまうのかもしれませんが、事務局のほうで原案を残させていただいたのはそういう趣旨でございます。もしこの辺に詳しい方がいらしたら、教えていただくとありがたいかなというところもございしますが、そういう状況でございます。

○木村座長 ありがとうございます。

今、上沼委員と竹内委員のお手が挙がっていたのですが、竹内委員はもう退室されるかもしれませんので、御意見があれば、お願いいたします。

○竹内委員 すみません。これを最後にします。上沼さん、先に失礼します。

今まさに鈴木課長がおっしゃったとおりで、当初のフィルタリングというのは、何かを規制したり、見せないということが主だったのですが、今はフィルタリングソフトがものすごく充実してきて、私、先ほどの文科省のときにちょっと言い忘れたのですけれども、例えば、フィルタリングソフトで時間制限までできるのです。だから、まさに何をもってフィルタリングと定義するかによって大分変わってくると思うのです。

だから、一般の方のフィルタリングと、ここでの記載でのフィルタリングと、こどもたちの考えとまた全然違ってくるので、今、鈴木課長がおっしゃったことは非常に重要なところで、その辺の定義から考えたほうがいいかもしれません。

上沼先生、あとはよろしく申し上げます。私はこれで失礼いたします。すみません。

○木村座長 ありがとうございます。

では、上沼委員、お願いいたします。

○上沼委員 今、フィルタリングにはいろいろな機能があるというのはそのとおりなのですが、青少年インターネット環境整備法のもともとの建て付けでいうと、コミュニケーションというサービス自体を青少年有害情報の一部に入れていたというのが過去の歴史なのです。それをフィルタリングで閲覧できないようにすることで、コミュニケーショ

ンというか、コンタクトリスクを防止するというのがもともとの青少年環境整備法だったので。

私がフィルタリングだけでは足りないのではないかと過去に何度も申し上げていたのは、要するに、フィルタリングは閲覧防止になってしまうので、サイトが全く使えないという状況になってしまうと足りない部分もある。小学生、中学生、高校生と判断能力がだんだん高くなるにつれて、全くの遮断ではないほうがいいのではないかとということと、あと、普通の一對一のコミュニケーションはフィルタリングではなかなか止められないので、そういうところを考えたらフィルタリングでは十分ではないのではないかとという意味で、発信系のトラブルについての技術的保護手段が必要だとずっと申し上げてきたところです。

22ページに関して言うと、見ていただければ分かるように「特に低年齢層のこどもを保護する観点からは」と書いてあるのです。ということは、要するに、小学生にTwitterというか、X（エックス）というか、例えば、それは小学生とか、幼稚園生とかには駄目でしょうという話なのです。判断能力が十分でないお子様に発信できるサイトを使わせること自体が望ましくないのです、そこはフィルタリングでいいのではないかと。だけれども、コミュニケーション全般が駄目だと、家庭のLINEとかも駄目になってしまうかもしれないから、そこはカスタマイズで個別に判断してくださいよという趣旨で書いてあるものなので、ここは別に発信系だからといって、フィルタリングが直ちに駄目だという話にはならないと思います。

要するに、年齢というか、発達段階に応じて必要な手段というのは変わってくるころ、特にここは低年齢層なので、フィルタリングも役に立ちますよという趣旨で書いてあると認識していました。なので、ここはそのまま維持でお願いしたいと思います。そうでないと、フィルタリングの言葉狩りみたいに若干になってしまうのではないかとというのがちょっと心配で、そこまでフィルタリングを目の敵にしなくてもよいのではないかとということか、やはりこどもに危ないものは使わせないという発想はあってもいいのではないかと思うので、そこは維持していただければなと思います。

以上です。

○木村座長 ありがとうございます。

私、ちゃんとフォローできているかどうか分からないのですが、フィルタリングの意味の問題と、こどもにフィルタリングという言葉を使うのは適切ではないという問題と2つあるみたいなのですが、山本委員が先ほどおっしゃったフィルタリングのカスタマイズというのは、ごめんなさい、私、途中で切ってしまったのですが、22ページ以外だとどの箇所になりますか。

○山本委員 TCAの山本です。ありがとうございます。

22ページのほかにあと2か所ほど同様のところがございまして、申し上げますと、32ページ一番下の（6）という項目で、青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止という先ほどと同様のタイトルなのですが、そこの中の2行目に「フィルタリングの

カスタマイズ機能の改善」というのがありまして、ここは先ほどのところと違ってストレートにフィルタリングのカスタマイズというのが出てまいりますので、今の上沼委員の御説明ともまたちょっと違うように読み取られるのかなというところを懸念しておる次第です。

それから、もう一か所は、34ページから35ページにかけてになりますが、35ページの一番上の段落の最後の行で「容易な設定が可能なフィルタリング及びカスタマイズ機能の利用を促進する」となっておりまして、ここは「発信」という言葉は直接出てこないのですが、先ほどの1つ目、2つ目と同様の趣旨なのかなと思うのですが、ただ、一方で、その数行前を見ますと、青少年が有害情報を閲覧する機会を最小化するためとなっていますので、ここは低年齢の方の話ではないですけれども、青少年の閲覧という目的からいけば、フィルタリングというのも一応対策としてはあるのかなという感じはしておりますが、3つ目のか所として申し上げた次第です。

以上です。

○木村座長 どうもありがとうございます。

恐らく今の御説明では、35ページに関しては、大きな修正は要らないのかなという印象を持ったのですが、ごめんなさい、32ページともう一か所はどこでしたか。

○事務局 32ページと22ページです。

○木村座長 22ページと32ページですね。先ほど上沼委員がおっしゃったのは、フィルタリングはやはり発信として使うのは難しいのではないかという御趣旨でよかったのでしょうか。お願いします。

○上沼委員 そうではなくて、発信についてというか、そもそもインターネット環境整備法の建て付けが、受発信を前提とするコミュニケーションが青少年有害情報だとカテゴライズされてきたという前提がまずあるということです。なので、それを前提とすれば、これがフィルタリングの対象になるのは、ある意味、当然なのです。

ただ、要するに、コミュニケーションというのが青少年有害情報に該当するかどうかというのは、確かに人によるところがあるから、なかなか議論があるところではあるのですが、ただ、日本の対策は従来そうされてきていたし、今でもコミュニケーションがフィルタリングの対象となっているというのは、そういうカテゴライズが前提になっているということになっています。

なので、それを前提とすれば、発信を契機としても、フィルタリングが全く役に立たないという趣旨ではないので、特に22ページについては低年齢層なので、こちらから発信できるサイトを子どもに使わせないという意味でフィルタリングは役に立ちますし、あと、32ページに関して言っても、サイトを使わせないという意味では、フィルタリングも一応有効ではあるのです。

有効ではあるのですが、コミュニケーションを一律に禁止してしまう結果になるのが望ましくないから、保護者の方がここは使わせてもいいと判断したサイトは使えるようにカ

スタマイズすることで、もっとフィルタリングを使いましょうという趣旨なので、ここも維持でいいのではないかなと思います。フィルタリング自体が青少年の保護に役に立たないということではないので、ここは消さなくてもいいかなと思っています。

○木村座長 私の分かりが悪くてすみません。丁寧に御説明いただいてありがとうございます。先ほどの課長の御説明、あるいは上沼委員の御説明を伺っていますと、フィルタリングの意味というのも、必ずしも山本委員が御懸念のような限定される意味でもないようなので、22ページも32ページもそのまま維持でいいようにも思うのですが、いかがでしょうか。ほかの先生方、もし何か御指摘いただくことがあれば、お願いいたします。よろしいでしょうか。

山本委員、いかがでしょうか。今の先生方の御意見を伺って何かあればお願いします。

○山本委員 今、上沼先生、その前に竹内先生からもお話があった点は十分理解いたしました。ただ、少し申し上げさせていただくと、竹内委員からお話があったように、フィルタリングソフトの内容は広がっていて、いろいろな機能があるというのはおっしゃるとおりなのです。それはそのとおりです。

それから、上沼先生がおっしゃる御説明もよく理解できるのですが、ただ、あえて1点だけ申し上げると、フィルタリングの今の実態としてはいろいろな機能があるということなのですけれども、環境整備法の第2条でフィルタリングソフトウェアの定義がされておりますが、それを見ますと、インターネットの青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラムという書き方になっているのです。

ですから、コミュニケーションできるアプリの利用を制限するというのは、実態としてフィルタリングの機能としてあるわけですが、法律で定義しているフィルタリングという概念からは、ここに入るのかなという疑問がありまして、法律に基づく基本計画とか、基本計画を作成するための検討会の報告書なども、これまでは、私が読む限りはですけれども、フィルタリングというのは閲覧制限という言葉とセットで出てくる場合が多くて、閲覧を制限する、どちらかといえば、受信側の方策のように読めるものですから、そういう意味で、そこが分かりにくい書きぶりになっているところはややどうかなと思う次第でございますが、具体的な箇所にして言えば、22ページの「低年齢層のこどもを保護する観点からは」というのは、専らこどもが発信するというのではなくて、受信・閲覧という話からすれば、その点では確かにフィルタリングのカスタマイズ機能が機能するところはあるかと思えます。

ただ、32ページが今の22ページと同じ趣旨だと言われたら、そうなのかもしれませんけれども、ただ、書いてある文章だけからすると、「『発信』を契機とするトラブル予防法」という言葉のすぐ後に「フィルタリングのカスタマイズ機能」が出てきますので、ここだけを見ますと、つながりが分かりにくいのではないかというのが正直な感想ですので、もし「フィルタリングのカスタマイズ機能」を残すのであれば、何か少し言葉を加えていただくとか、何らかの修正も必要ではないかという気がしております。

それが個々の箇所に関してです。

あと、話が少し戻って、フィルタリングの定義に関して気になりますのは、先ほど事務局の鈴木課長からお話があった点ですが、実態のお話をされましたけれども、ただ、環境整備法でのフィルタリングの定義の考え方というのが何か変わってきているということなのかどうか、今この場でなくてもよろしいのかもしれませんが、その辺はどうお考えなのか、分かる範囲で御説明いただければありがたいなと思う次第でございます。

以上です。

○木村座長 課長、もしあればお願いします。

○事務局 事務局の鈴木でございます。

山本委員、先ほどの言い方で誤解があったら申し訳ないですが、あくまでも環境整備法で定義されています「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」、あるいはそれを基にした「青少年有害情報フィルタリングサービス」といった言葉につきましては、法律で決まっていることですので、我々のほうで勝手に解釈を変えとか、そういったつもりは全くございません。

そこはもし誤解があったら申し訳ないのですが、先ほど私が申し上げたのは、法律上の定義とは別に、世の中に実態としてフィルタリング、ないしはフィルタリングサービスとして存在するものの中には、いわゆる発信対策も含めてできるものがあるという趣旨で申し上げたところであります。先ほどの竹内委員のお話からすると、確かに実際にそうだとすることはあるのかなということはあるのですが。

今、山本委員が御懸念されているとおり、確かに法律上定義があるものについて、違う意味で使うのであれば、例えば、ちょっと注釈をつけるなり、そういった配慮が必要のかなというのは私も今思いましたので、もし必要とあれば、項目によって、ここでいうフィルタリングというのは、法律上の閲覧防止機能のフィルタリングだけではなくて、ここでは世の中に流布しているフィルタリングサービスという趣旨で使っていますといった説明を入れてもいいのかもしれない。

あとは、特にこの文章を書いていると思うのは、フィルタリングそのものではなくて、フィルタリングのカスタマイズ機能といった場合には、本来の閲覧防止のフィルタリングというよりもやや広い意味で使っているというのが既にあるのではないかなというのが、5次計画の文章を見ても少し感じたところでもあります。あくまでもそれは法律ということではなくて、計画の中でということですが。

○木村座長 ありがとうございます。

上沼委員、手が挙がっているようですが、お願いします。

○上沼委員 何度もすみません。フィルタリングが青少年の保護に役に立つことは間違いないので、あまり削るのもどうかなというのがまず1点です。

あと、法律の定義のフィルタリングであっても、先ほど言ったとおり、過去、コミュニケーションは青少年有害情報だとカテゴライズされてきたという前提があるので、法律上

のフィルタリングの定義でも、ここはそのとおりなのです。ただ、大分時間がたってきてその辺のところ曖昧になってきたのであれば、要するに、コミュニケーションが青少年有害情報としてフィルタリングの対象とされているということを注釈で書いていただければいいのだと思うのです。そうすれば、フィルタリングというのが発信系のトラブルにも役に立つということが分かりますので、むしろそれを書いていただいたほうがいいのではないかと。

そもそも法律上の青少年有害情報の定義からして疑義になるぐらいだったら、そこを前提として書いていただいたほうがいいかなと思います。今はなきEMA（一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構）という団体が、コミュニケーションについて、フィルタリングの対象とならないサイトを認定していたというのも、それを前提としての過去の経緯ですので、その辺りを追加いただけたらと思います。

あまり長くなってもあれなので、これぐらいで。

○木村座長 どうもありがとうございます。

それでは、どうでしょうね。今、御指摘がありました、意味をはっきりさせるという意味で補足していただいたほうがいいのかもかもしれませんので、山本委員、お手が挙がっているようですが、いかがですか。

○山本委員 今の上沼委員の御説明は、やはり私にはよく分からない部分がございます。と申しますのは、確かに法律に青少年有害情報という表現は出てまいります。私、その言葉の定義まではよく承知していませんけれども、そこにいろいろなコミュニケーション、SNSとか、そういうものが入っているかもしれません。

そうであるとしても、その後閲覧を制限するためのソフトウェアと書いてございますので、フィルタリングの機能としては、閲覧を制限するというのがポイントというか、そういうものであろうと法律の定義としては理解すべきというか、できるのではないかと思いますので、フィルタリングはコミュニケーションの制限ができるという注をつけても、法律の定義と矛盾するのではないかと思いますので、そこはどうかなと思います。

また、これまでの5次計画でもフィルタリングの意味を広く書いてあったのかどうか、私はそこまでよく分かりませんが、ただ、基本計画はやはり法律に基づいて作成されるものでしょうから、法律のフィルタリングの定義と基本計画のフィルタリングの定義、あるいはその基となる検討会報告書の定義が異なるというのはあまりよろしくないのではないかと私は考えますので、そこは御考慮いただきたいと思っております。

以上です。

○木村座長 上沼委員、お願いします。

○上沼委員 ごめんなさい。でも、本当にそこは過去の青少年有害情報の経緯を見ていただくしかなくて、もともとフィルタリングがガラケー時代に普及したのは、出会い系サイトのように使われてしまったという大問題があって、コミュニケーションサイトがフィルタリング対象になったというのが一番の経緯だったので、コミュニケーションがインター

ネット青少年有害情報ではないというのは、その辺の過去の経緯を全部すっ飛ばしてしまう議論になると思うのです。

実際に各携帯会社さんのフィルタリングの対象にコミュニケーションが入っているというのは、青少年有害情報にコミュニケーションが入っているという前提でなっていますので、過去の経緯を全て飛ばしてしまう議論というのは、私はちょっと賛成できないかなと思います。

○木村座長 ありがとうございます。

両委員から、あるいは課長から今御説明いただきましたけれども、やはり人によって言葉の定義の受け取り方が違うというのはまずいと思いますので、脚注にするにしろ何にしろ少し補足したほうがいいかなと思いました。ですので、事務局、申し訳ありませんけれども、これは御検討いただいて、案を示していただいて、先生方にも御覧いただくという手順でよろしいでしょうか。

○事務局 そうですね。今、両委員から御指摘があった点はそれぞれごもっともだと思います。

すみません。事務局が出しゃばって申し訳ないですけれども、今、上沼委員がおっしゃっていたコミュニケーションがそもそも有害情報だということと、その一方で、山本委員から、そうはいつでもそれはあくまでも閲覧を制限するだけだろうという御意見もありましたが、私が今理解したのは、上沼委員がおっしゃっているのは、そもそも昔でいう出会い系サイト、あるいは今でいうコミュニティーサイトのようなものを閲覧できないということは、当然、それに対する返信なり、書き込みもできないから、それは発信も制限することになるという趣旨で理解すればよろしいのでしょうか。

○上沼委員 はい。閲覧制限ということ、イコール、利用制限なので、閲覧できなければ、当然、利用ができないので、発信もできないということになるという趣旨です。

○事務局 という意味ですよね。了解しました。

すみません。我々も不勉強なところがありますので、それを踏まえて、過去の経緯等をまた総務省さん等にもいろいろと教えていただいて、そこは検討しようと思います。そのところは引き続き案を考えて、また意見照会をさせていただくということで練っていきたいと思います。

○木村座長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

山本委員、3つ目の27ページのフィルタリングの高度化の点は、今のところは特につけ加えての御意見はいただかなくてもよさそうでしょうか。山本委員、いかがでしょうか。

○山本委員 高度化のところは、また後ほど当方でも検討させていただきまして、事務局と文案の調整などができればと思う次第でございますので、この場ではこれ以上は申し上げません。特にございません。

以上です。

○木村座長 分かりました。では、もし御意見があれば、またまとめていただいて、先生

方にも御覧いただくという手順にしたいと思います。

では、山本委員に御指摘いただいた点は以上とさせていただいて、ほかの先生方、ほかの点がありますでしょうか。

曾我部委員、お願いします。

○曾我部委員 ありがとうございます。

話が先ほどと変わりました、25ページの辺りで私がこの間コメントさせていただいて、御修正いただいているところで、24ページの2の基本的な方針中で、(3)と(5)の辺りで私はコメントさせていただいて、御修正いただいている辺りですが、この2のところは政府の基本方針を示しております、政府が取り組むこととするということが2の頭に書いてあるわけです。

その中で個別の、例えば「(3)事業者等による青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の促進」という項目の最後の特定サーバー管理者のところを見ると「特定サーバー管理者においても努めるものとする」とあって、結局、これは誰に何を求めているのかが不明確になっているように思われます。

(5)についても、これは私が提案したものをそのまま直していただいたので、さらに申し上げるのは恐縮ではあるのですが、(5)のところも同様に「関係事業者においては迅速に対応する。」とあるのですが、これは一見事業者に求めているように見えつつも、この項目全体としては政府の取組の方針ということですので、同じく誰に何を求めているのか、誰がどういう取組をするのかということが不明確になっているように思われますので、そこが明確になるような御修正をお願いできればと思います。

以上になります。

○木村座長 ありがとうございます。

すみません。先生、本日の資料1だと26～27ページにかけてになろうかと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

○曾我部委員 そうですか。それであればちょっと違うバージョンを見ているのかもしれませんが、申し訳ありませんが、場所は特定いただいていますか。

○木村座長 はい。分かりました。

○曾我部委員 であれば、よろしくをお願いします。

○木村座長 了解いたしました。

今の点、事務局から補足はありますか。

○事務局 これはいただいた御意見をほぼ書いたような状況であるのですが、確かに特定サーバー管理者といった場合に、これは個別の事業者、中には個人でやっているような方も多分いるわけなので、例えば、先ほど来、携帯電話の会社さんとかであれば、まさに山本委員のグループのようにしっかりした事業者団体があって、ある程度統一的な方針を持って業界として動くことができるかと思うのですが、特定サーバー管理者となると、それはなかなか難しいのかなというのが正直なところでございまして、そうだとすると、誰が

それを取り仕切るのだというところまで書くのはちょっと難しいのかなと思ひまして、ある意味、曖昧さを残した表現のままになってしまっているのですが、今まさに御指摘いただいたのは、それだと実効性がないのではないかと御指摘かと思ひますが。

○木村座長 曾我部委員としては、もう少しこのように修正したらいいのではないかと御意見はおありでしょうか。

○曾我部委員 そうですね。以前のこの会合でも申し上げたとおり、現行法を前提とするのであれば、この特定サーバー管理者の努力義務というのは、恐らく今まで注目されていないものの、重要だということを以前発言させていただいたことがあったかと思ひますので、その意味では、この一文というのは私にとっては重要な一文です。

その上で修文なのですが、努力義務が書いてあることは間違いありませんので、政府としては努力義務を事業者にしっかり御認識いただけるように御努力いただくという話になると思ひます。

○木村座長 分かりました。もちろん直接努力していただくのは特定サーバー管理者だけけれども、それを促進するように国に促すという御趣旨でしょうか。

○曾我部委員 そういうことになります。

○木村座長 分かりました。では、今の御趣旨をもう少し分かるように明確にできますか。全体としてそういう趣旨で取りまとめているのかなとも思ひますので、もしかしたら、もう少し補足したほうがいいところがあるかもしれないですね。国の指針みたいなものを事業者に守らせるみたいなことがはっきりしたほうがいいのかも思ひますけれども、今の時点で何か事務局からあれば。

○事務局 ただ、結局、今、曾我部委員からおっしゃっていただいたとおり、2の基本的な方針という柱書きのところ、以下を基本的な方針として政府として取り組むと言っていて、(1)からずっと見ていっても、例えば、政府としてもどこどこ省がこういう施策をやるみたいなことが明確に書いてあるわけではなくて、ある意味、理念的なことが書いてある。そうしますと、主に政府としては、各省においてそれぞれ広報・啓発をしたり、あるいは所管の事業者さんにいろいろと指導したりという場面の中で、ここの基本方針に沿った内容を盛り込んでいくということとするのかなと。

ですから、この後、御説明しますが、我々こども家庭庁が中心になってつくっている啓発資料というのは、主に保護者向けだったり、こども向けだったりするわけなので、あまりないでしょうけれども、もしかすると、政府として事業者さん向けに何か啓発するという場面があった場合に、特定サーバー管理者の方々にこういったことをしっかりお願いしますといったことを入れていくというのは、ここにこの記載があれば、もちろんこの記載がなくても、委員がおっしゃるとおり、法律に書いてあるので、本来はやらなければいけないでしょうけれども、ここに書くことによって、そういう政府としての啓発などに入れていくことはよりやりやすくなるのかなと思ひますが、これ以上具体化して書くことになる、誰に何をしろということまで書けるのかなと。

○木村座長 曾我部委員、御発言ですか。

○曾我部委員 よろしいですか。単純にいうと、前後の記述は「啓発する」とか「支援する」という文末になっているので、それと合わせたらいいのではないかと。つまり、別にここで何省が何をすると書けという趣旨で申し上げているわけではなくて、今の書きぶりだと、特定サーバー管理者が努めるものとするということになっているので、ここに政府は出てこないですね。なので、要は、言い方を変えると、ほかの前後の記述の「啓発する」とか「支援する」とか、政府がすることという体裁で書かれているので、それに合わせていただければ、差し当たりはよろしいのではないかと思います。

○事務局 なるほど。分かりました。こういった規定があることを踏まえ、こうしますという方向へ変えられるかどうか、ちょっとまた検討してみます。

○木村座長 分かりました。例えば「努めるように促進する」とか、そのような何か文末をちょっと変えるというか。

○曾我部委員 そうですね。

○木村座長 分かりました。では、そのような方向で少し修文させていただいて、それを先生にも確認していただくということにしたいと思います。

○曾我部委員 ありがとうございます。

○木村座長 すみません。お忙しいところをありがとうございます。

ほかの点でありますでしょうか。よろしいでしょうか。

○尾上委員 1つよろしいでしょうか。

○木村座長 お願いいたします。

○尾上委員 素案の段階で今まで検討したいろいろなことがしっかり書かれているなということですので、感心していて、また、セグメント別にしっかり分けられているなということとともに、ペアレンタルコントロールとか、保護者の役割というのはすごく大事で、それがしっかり伝わっていくかなという心配事もあって、頭を痛めながら見ておりました。

「はじめに」という1ページのところから一文があって、2段落目の「しかしながら」というところで重要な内容が書かれていて、これがどこに反映されているのかなと見ると、16ページの(5)の○のところに反映されているのですが、書き方が若干違うことによって、ニュアンスが違うようにとられないかなと感じましたので、その確認だけお願いしたいなと思いました。

以上です。

○木村座長 具体的には16ページのどのような文言が気になるということでしょうか。

○尾上委員 1ページの2段落目の4行目から書かれている内容がそのまま16ページの(5)の下にある○の中に書かれているのですが、その書き方が前後しているので、見方によってはちょっと違うニュアンスにとられないかなという内容です。

○木村座長 ありがとうございます。1ページの「はじめに」の2段落目の部分と16ページの末尾の部分の平仄が合っているかどうか心配だということでしょうか。

○尾上委員　そうです。

○木村座長　ありがとうございます。これが具体的にはどんな誤解を生みそうなのでしょうか。尾上委員、もし御指摘いただければ。

○尾上委員　「増加傾向にある」というのと「高水準」というところが混ざってしまわないかなというところですか。

○事務局　すみません。これは「増加傾向」を消して「高水準」と書き直したということでございます。

○尾上委員　そうですね。

○木村座長　両方とも「増加傾向」を消して「高水準」にそろっているのですかね。

○尾上委員　16ページの最後には、2つの項目に関して増加傾向にあるというような形を、表の中が「増加傾向にある」ということだけの捉え方ということなのですかね。

○事務局　多分、おっしゃっているのは、16ページの中で一番下の部分は「増加傾向」と書いてありますが、これはいわゆる自画撮り被害については増加傾向にあるという部分で、その上の部分はSNSに起因する事犯の被害児童、つまり、児童買春や児童ポルノ全体で、従来、そちらのほうが増えていた時期は「増加傾向」と書けたのですけれども、ここ2年ぐらいは下がってきていますので、ここは「高水準」と書き直して、その一方で、17ページの図表8の自画撮り被害については、これは令和2年、3年、4年とちょっと増えていきますので、ここは「増加傾向」としております。

ただ、多分、こちらは3月になれば警察庁さんから令和5年の数字がまた出てきますので、そこによってまた少し書き方が変わるかもしれません。

○尾上委員　ありがとうございます。

○事務局　すみません。ちょっと紛らわしかったかもしれませんが、一応、表が2つありまして、それぞれについて説明を入れているという形になります。

○尾上委員　ありがとうございます。

○木村座長　御指摘ありがとうございます。確かに被害児童が高水準で、でも、被害が増加しているのではないかという御指摘はそのとおりでなと思いますので、もう少し詳しく書くとか、紛れがないようにしたいと思いますけれども、今の御説明のように読めばということと、あとは、数字自体でこの書きぶり自体も変わってしまうかもしれないということですね。

○事務局　令和5年の数値が出てくれば、またちょっと変わるかもしれませんので、その時点でもう一度整理させていただきます。

○木村座長　分かりました。

尾上委員、ありがとうございます。

○事務局　ありがとうございました。

○木村座長　ほかにございますでしょうか。

では、時間も大分たちましたので、もし事務局のほうから補足があれば、お願いします。

○事務局 事務局からです。

実は先ほど総務省さんから御連絡をいただきまして、直し漏れがあるということでございます。40ページの最後のところでは、39ページの一番下からの4の「国内外における調査」というところで「有害情報等の社会的影響の調査」という、これは総務省さんと曾我部委員の御意見を踏まえて「等」をつけ加えましたと御説明しましたが、本文のほうも「青少年有害情報等の青少年等にもたらす社会的影響は産学連携した調査等を支援する」ではなくて「支援するとともに、様々な事業者の新たなサービスやアプリケーションの提供によって変化するインターネット環境が引き起こす課題を把握・分析し、それらに対応する施策の検討に資する調査を実施する」と少しつけ加えたいという御意見をいただいていたのですが、こちらはちょっと反映漏れがありましたので、今申し上げた内容で差し支えなければ、それに直ささせていただきたいと思っております。大変失礼いたしました。

○木村座長 分かりました。では、今の点も含めて、あと、山本委員からの御指摘の点について、少し修文があるかもしれませんが、全体に本日問題になった点をもう一度直していただいて、先生方に照会するという手続でよろしいですか。

○事務局 そうなります。

○木村座長 では、今の点も含めて、そのように皆さんに御覧いただければと思います。

すみません。私の進行が悪くて時間を取ってしまいました。ありがとうございました。

それでは、次に、議題2の「その他」ということで、事務局から御説明ください。

○事務局 もう時間もございませんので、簡単にでございますが、本日、参考資料1、2として配付しているものについての簡単な御説明でございます。

「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を毎年関係省庁が協力して実施しておりますが、今年も2月から5月に実施しているということで、まず、参考資料1のとおり、こちらの連絡文書がございます。

こちらは一般社団法人全国高等学校PTA連合会長様、公益社団法人日本PTA全国協議会会長様、それぞれにお願いしてございまして、PTAの組織の皆様を通じて大変お世話になってるところでございます。

また、それに併せてつくりましたリーフレット、こちらは上沼委員にも監修に御協力していただきまして、御協力いただいております。上沼委員のお名前を間違えて書くという大変失礼なことをしたことを改めてお詫び申し上げます。

例年ですと、こちらは乳幼児、小学生、中学生といった年齢別に依りての内容を4年に分けて作って回していくのですけれども、昨今、こどもの性被害という問題がいろいろ出てきたということと、それから、こども家庭庁が発足したということも踏まえまして、今回は年齢横断的に保護者が知っておきたいポイントと、特に誹謗中傷とか、あるいは性被害の問題にも対応できるようにといった内容でつくらせていただいております。

それから、こうやって升目を細かく分けていますのは、昨今、紙で見るというよりは、スマートフォンの画面の大きさぐらいで一覧できるほうが皆さんも見やすいかなといった

ことも考えまして、こういった形にさせていただきました。これはこども家庭庁のホームページからもダウンロードできますので、また御活用いただければ幸いに存じます。

簡単な紹介でございました。

以上です。

○木村座長 どうもありがとうございます。

それでは、次回について御説明ください。

○事務局 まず、次回の第60回の検討会につきましては、開催時期は4月、または5月の早い時期と予定しております。この報告書案の決定をその時にするということと、それから、例年どおり、年度初めのときには、5次計画の進捗状況について各省さんから御説明いただくのと、それから、昨日、既に速報版を公表いたしましたけれども、青少年のインターネット利用環境実態調査の報告を予定しております。

それから、先ほど御議論いただいた点で、一部保留といいますか、議論継続となっている論点が幾つかございますので、その部分につきましては、引き続き検討させていただいて、また委員の皆様にご意見を伺いたいと思います。

また、併せて、今後、庁内外での説明、あるいはパブリックコメントといった手続を進めていく中で、また修正する点も出てくるかと思っておりますので、次回の4月の検討会の前にもまた何度か意見照会等をさせていただく機会があるかと思っておりますので、何度も申し訳ないですけれども、その際はよろしくお願ひしたいと思っております。

事務局からは以上でございます。ありがとうございました。

○木村座長 どうもありがとうございます。

では、以上をもちまして本日の検討会を終了いたします。長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。